

審議会等の会議録

審議会等名	平成30年度第1回海老名市情報公開審査会
開催日時 (意見提出期間)	平成31年3月25日(月) 午前10時から11時まで
場所	海老名市役所 3階 政策審議室
出席者 (意見提出者)	海老名市情報公開審査会5名 鴨志田会長、伊田副会長、森田委員、石川委員、宮基委員 事務局3名 文書法制課長 武井聖子 文書法制課文書法制係長 曾田努 文書法制課文書法制係主任主事 煤賀 達
傍聴人数	0名
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
一部非公開・ 非公開の理由	海老名市情報公開条例第23条第1項本文の規定による調査 審議のため
議題	平成31年2月6日付け審査請求について
資料	—

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

議題 平成31年2月6日付け審査請求について

議事及び決定事項	<p>1 議題の概要</p> <p>平成31年2月6日付けで提起された「行政文書一部公開決定（海老名市教育委員会指令第11号）」に係る審査請求について審議した。</p> <p>本件審査請求の趣旨は、平成30年度12月補正予算市立図書館指定管理料債務負担行為要求時の参考資料の行政文書公開請求に対し、処分庁が平成31年1月30日付け海老名市教育委員会指令第11号で行った行政文書一部公開決定において、処分の取消し及び非公開とした部分の全部公開を求めるというものである。</p>
----------	---

2 審議の経過

- (1) 情報公開条例第7条第2号イの該当性について
- (2) 情報公開条例第7条第4号イの該当性について

3 意見等

主な意見等は次のとおりであった。

- (1) 処分庁が情報公開条例第7条第2号イに該当するものとして非公開とした部分については、処分庁によって、既に処分が取り消されて公開されていることから、審議対象としない。
- (2) 公開請求の対象となる文書は、金額や指定管理業務の採否について、指定管理者との合意に基づき作成したものではない予算要求時の内部資料である。そのため、処分庁が非公開とした部分を、協定の締結前に公開すると、本来指定管理者との交渉により可能であるコスト縮減の効果を得ることができなくなる可能性がある。

4 結果

上記審議内容を踏まえ、会長が答申を作成する。